

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月24日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

### 広島県公安委員会規則第1号

#### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表1 幹部交番の部広島県福山東警察署の款中「広島県福山東警察署」を「広島県福山北警察署」に改め、同款神辺交番の項を削る。

別表2 交番の部広島県福山東警察署の款横尾交番の項位置の欄中「横尾町」を「横尾町一丁目」に改め、同項所管区の欄中「横尾一丁目・二丁目」を「横尾町一丁目・二丁目」に改め、同款の次に次のように加える。

広島県福山北警察署	神辺交番	福山市神辺町川南	福山市のうち 神辺町（川北、川南、新湯野、湯野、箱田、徳田、新徳田）
	駅家交番	福山市駅家町江良	福山市のうち 駅家町（今岡、大橋、向永谷、上山守、下山守、江良、近田、坊寺、万能倉、倉光、中島、弥生ヶ丘、法成寺）
	新市交番	福山市新市町新市	福山市のうち 新市町（新市、相方、下安井、戸手、宮内、上安井）

別表2 交番の部広島県府中警察署の款新市交番の項及び駅家交番の項を削る。

別表3 警察官駐在所の部広島県福山東警察署の款御幸警察官駐在所の項及び下加茂警察官駐在所の項から中条警察官駐在所の項までを削り、同款の次に次のように加える。

広島県福山北警察署	下加茂警察官駐在所	福山市加茂町下加茂	福山市のうち 加茂町（下加茂、上加茂、八軒屋、百谷）
	加茂警察官駐在所	福山市加茂町中野	福山市のうち 加茂町（栗根、北山、中野、中野一丁目～三丁目、芦原）
	山野警察官駐在所	福山市山野町山野	福山市のうち 山野町
	中条警察官駐在所	福山市神辺町東中条	福山市のうち 神辺町（東中条、西中条、三谷）
	御野警察官駐在所	福山市神辺町下御領	福山市のうち 神辺町（上御領、下御領、平野）

竹尋警察官 駐在所	福山市神辺 町下竹田	福山市のうち 神辺町（上竹田、下竹田、八尋、旭丘）
有地警察官 駐在所	福山市芦田 町上有地	福山市のうち 芦田町（上有地、下有地、柞磨）
福田警察官 駐在所	福山市芦田 町福田	福山市のうち 芦田町（福田、向陽台）
服部警察官 駐在所	福山市駅家 町助元	福山市のうち 駅家町（助元、雨木、新山、服部永 谷、服部本郷）
常金丸警察 官駐在所	福山市新市 町常	福山市のうち 新市町（常、金丸、藤尾）
豊松警察官 駐在所	神石郡神石 高原町下豊 松	神石郡神石高原町のうち 上豊松、下豊松、笹尾、有木、中平 松
井関警察官 駐在所	神石郡神石 高原町井関	神石郡神石高原町のうち 井関、時安、坂瀬川、大矢
小島警察官 駐在所	神石郡神石 高原町小島	神石郡神石高原町のうち 小島、阿下、亀石、上、常光、高蓋、 父木野、木津和、桑木、光信、光末、 階見
福永警察官 駐在所	神石郡神石 高原町福永	神石郡神石高原町のうち 高光、福永、田頭、草木、牧
神龍警察官 駐在所	神石郡神石 高原町相渡	神石郡神石高原町のうち 永野、相渡、古川

別表 3 警察官駐在所の部広島県府中警察署の款有地警察官駐在所の項から服部警察官駐在所の項まで及び常金丸警察官駐在所の項を削り、同部広島県三次警察署の款吉舎警察官駐在所の項位置の欄中「三玉」を「吉舎」に改める。

別表 4 警察署の直轄する所管区の部広島県因島警察署の項の次に次のように加える。

広島県福山 北警察署	福山市のうち 御幸町、神辺町（道上、十三軒屋、十九軒屋、新道上、新十九）
---------------	---

別表 4 警察署の直轄する所管区の部広島県府中警察署の項中「中須町（砂川以北を除く。）」を「中須町」に改める。

別表備考中「平成19年 8 月 27 日」を「平成19年11月 5 日」に改める。

#### 附 則

この公安委員会規則中別表 2 交番の部広島県福山東警察署の款横尾交番の項の改正規定及び別表備考の改正規定は公布の日から、別表 3 警察官駐在所の部広島県三次警察署の款吉舎警察官駐在所の項位置の欄の改正規定は平成20年 3 月 2 日から、その他の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。